（前のページより続き）

〔国会事項〕
国家試験　二
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　三
〔人事異動〕
内閣　二
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　二
同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示（総務省）
法務
公証人任免（法務省）　三
産業
日本産業規格
（厚生労働省・経済産業省）
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三
〔公告〕
諸事項　二
官庁
有権者申出方、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人国際観光振興機構関係　三
会社その他

府令

○内閣府令第四十三号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）の施行に伴い、大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） **第一条**　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。	（危険動物の範囲） **第一条**　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第二条に規定する動物とする。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） **第一条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。	（危険動物の範囲） **第一条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第二条に規定する動物とする。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。